

電子たばこにニコチン

Q：電子たばこが何種類も販売されていますが、体へ害はないのでしょうか。

A：国民生活センターにて商品テストを行った結果では、商品によってニコチンが含まれていることがわかりました。同センターは消費者に対して安易な使用は避けて欲しいと呼び掛けています。

国民生活センターは、2010年8月、電気を使って煙のような気体を発生させることでたばこの代替品として注目されている「電子たばこ」について商品テストを実施した結果、国内で販売されている25銘柄のうち11銘柄でニコチンが検出されたと発表しました。国内では、ニコチンは薬事法で医薬品成分に指定されており、ニコチン入り電子たばこの販売は認められていません。商品テストでは、電子たばこに取り付けるカートリッジの液体成分を分析、検出されたニコチンの濃度は最大1600ppmでした。普通のたばこを吸った場合と比べると微量ですが、多くの銘柄は「ニコチンを含まない」などとうたい、禁煙や減煙に効果があるとして人気があることから、同センターは消費者に「安全性の根拠が不十分であり、安易な使用は避けてほしい」と呼び掛けています。



国民生活センターが商品テストを行った「電子たばこ」 (同センター提供)

【電子たばこについて】

電子たばこの本体は大きく分けて、バッテリー、カートリッジ、カートリッジ内部の液体を加熱して霧化させる部分(以下「変霧器」とする)で構成されており、組み立てた際の形状、大きさは紙巻タバコに似せて作られているものがほとんどです。カートリッジ側にある吸い口から吸引するとバッテリー内のセンサーが反応し、先端のライトが点灯すると同時に変霧器へと供給されたカートリッジの液体が霧化され蒸気となって吸い口へと流れてゆきます(図1参照)。

国外ではニコチンを含むカートリッジが販売されていますが、国内ではニコチンが医薬品成分に指定されているため、原則として、国内で流通するたばこ以外では医薬品にしか含まれてはなりません。全国的な禁煙・分煙の意

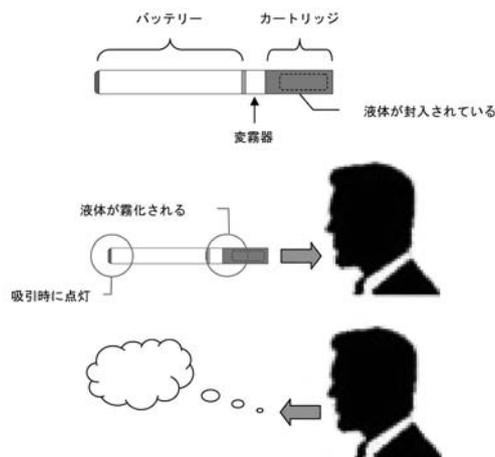


図1. 電子たばこの一般的な構造と仕組み (参考資料1)より引用

識の高まりや、2010年10月からのたばこ税の増税の影響等からか、電子たばこが注目を集めています。世界保健機関(WHO)は2008年9月、電子たばこの安全性や効果に関して疑問を呈しており、アメリカ食品医薬品局(FDA)は2009年5月に、ニコチンが含まれていないという電子たばこのカートリッジから微量のニコチンやジェチレングリコールが検出されるものがあったという調査結果を公表しています。PIO-NET(全国消費生活情報ネットワーク・システム)には、2007年6月の最初の相談事例から2010年6月末までに電子たばこに関する相談が309件寄せられており、特に近年相談が急増しています。そのうち、「電子タバコを購入し使用してみたが、4～5日経過すると常習性を感じるようになった。ニコチンが含有されているのではないか。」「タバコのような形で煙が出てタバコを吸った気分になる電子たばこを購入したが、安全性について知りたい。」など、品質や機能に関する相談が168件ありました。

【主なテスト結果】

ニコチン、ジェチレングリコールの含有量等

- ・カートリッジの液体を調べたところ、全ての銘柄でジェチレングリコールは検出されませんでした。国内で販売されている25銘柄45味中、11銘柄15味でニコチンが検出されました。

表示

- ・国内で販売されているほぼ全ての銘柄でニコチンを含まない旨の表示がみられましたが、一部の銘柄からニコチンが検出されました。
- ・カートリッジ内の液について成分表示があったのは25銘柄中11銘柄のみで、表示されているものの中でも表示内容には大きな差がありました。
- ・安全である旨の表示がみられましたが、対象や根拠が不十分であったり、不明瞭なものが多いという結果でした。
- ・使用対象年齢に関する表示があったものは25銘柄中16銘柄でした。

PSEマーク(電気用品安全法により適合製品にこのマークをつけて販売することが義務づけられている)

- ・3銘柄で充電器にPSEマークの表示がなく、3銘柄でPSEマークが通常の使用状態では見えないところに表示されており、電気用品安全法に抵触するおそれがありました。

事業者へのアンケート調査

- ・ニコチンが検出されたものがあったにもかかわらず、回答があった全ての事業者は、ニコチンは含有していないとの回答でした。
- ・多くの事業者が安全性を把握しているとの回答であったが、多くは成分を飲み込んでしまった場合の安全性や衛生性と考えられるものでした。
- ・多くの事業者は、電子たばこを禁煙あるいは減煙の目的で設計し、効果があると考えて販売していました。

- ・多くの事業者は、未成年者は使用するべきではないと回答しながら、表示以外の対策を講じていませんでした。

【アドバイスや要望等】

消費者へ

- ・電子たばこの安全性は根拠が不十分であると考えられるので、安易な使用は避けてください。
- ・禁煙あるいは減煙の効果ははっきりしないと考えられるので、その効果を期待して継続的に使用することは避けてください。
- ・未成年者が安易に使用しないよう保護者等が十分に注意してください。
- ・国外ではニコチンが含まれる電子たばこが販売されているので、購入・使用・譲渡には注意してください。

事業者へ

- ・国内で販売されている電子たばこのカートリッジからニコチンが検出されたことから、品質管理の徹底を要望します。
- ・PSEマークがないものやPSEマークが通常の使用では見えないところに表示されているものがありました。電気用品安全法に抵触するおそれがあるため商品の改善を要望します。
- ・未成年者が安易に使用しないよう販売規制等の対策を要望します。
- ・電子たばこの成分を吸入した場合の安全性を検証し明らかにすることを要望します。

行政へ

- ・国内で販売されている電子たばこのカートリッジからニコチンが検出されました。ニコチンは医薬品成分であるため、ニコチンを含むカートリッジは薬事法上問題となるおそれがあると考えられるため、調査及び指導を要望します。
- ・ニコチンを含まない旨の表示がある電子たばこのカートリッジからニコチンが検出されました。景品表示法上の問題となるおそれがあるため、指導を要望します。
- ・国内で販売されている電子たばこの安全性について、早急に検証を行い、必要に応じて法規制を含めた安全対策を講じることを要望します。
- ・電子たばこの販売実態調査等を早急に行い、未成年者が購入、使用しないよう対策を講じることを要望します。
- ・3 銘柄で充電器にPSEマークが表示されておらず、3 銘柄でPSEマークが通常の使用状態では見えないところに表示されていました。電気用品安全法に抵触するおそれがあるため、監視・指導の徹底を要望します。

【参考資料】(1)国民生活センターホームページ (2)道新2010年8月18日